

利用者支援事業について

平成26年9月11日

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

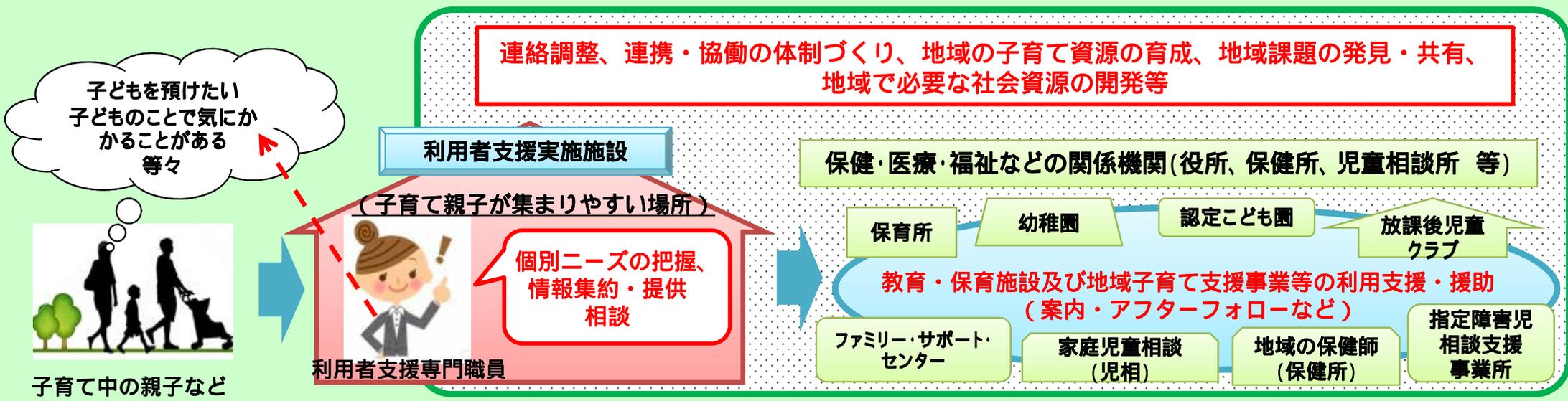


いずれかの類型を選択して実施。

「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)(例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)

「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態
(主として、行政機関の窓口等を活用。)

地域連携については、行政がその機能を果たす。
(例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業の役割について

子ども・子育て支援新制度の趣旨

- ・子ども・保護者の置かれている環境に応じ、
- ・保護者の選択に基づき、
- ・多様な施設・事業者から、
- ・良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保する。

車の両輪

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。

(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

- ・地域全体の子育て家庭のニーズ（潜在的ニーズも含む）を基に「需要」を見込む。
- ・需要に応じて、多様な施設や事業を組み合わせた、「供給」体制を確保。

利用者支援事業

- ・個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援。（「利用者支援」）
- ・利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築、不足している社会資源の開発を実施。（「地域連携」）

地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現

利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声
「もう夜中だけど、親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい…」

声
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする…」

声
「最近、子育てがしんどいです…」

利用者支援事業

子育て短期支援事業

一時預かり

など

指定障害児相談支援事業所

など

子育てサークル

保健センター（保健師）

など

相談対応（来所受付・アウトリーチ）

助言・利用支援

ネットワークの構築

個別ニーズの把握

社会資源の開発

日常的に対応

日常的に連携

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！

連携

連携

本事業が行われる施設等の職員

利用者支援専門職員

本事業が行われる施設等の職員

子ども・子育て支援の量的拡充と質の改善（所要額）（案）抜粋

平成26年4月23日「子ども・子育て会議基準検討部会(第19回)」参考資料1から引用

2. 質の改善（地域子ども・子育て支援事業関係）

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
利用者支援事業	教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2中学校区に1箇所) ○ まずは3中学校区に1箇所程度 2中学校区に1箇所	342億円程度 (192億円程度)	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算 (利用者支援事業 162億円)

利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業の整理について

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

保健センター
(保健師)



保育所



一時預かり



認定こども園



幼稚園



指定障害児相談
支援事業所



子育てサークル



子育て短期
支援事業



など

利用者支援

- ・子育て等に関する相談(=個別ニーズの把握)
必要に応じてアウトリーチによる支援
- ・個別ニーズに応じた
- ・教育分野等も含めたより幅広い情報収集、提供
- ・施設・事業等の利用にあたっての助言・利用支援

地域連携

- 円滑な利用者支援実施のための
- ・関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制作り
- ・地域の子育て資源の育成、社会資源の開発

利用者支援事業

連携

一体的な運営で子育て家庭支援の機能を強化！

連携

地域子育て支援拠点事業

- ・子育て親子の交流の場の提供
- ・子育て等に関する相談、援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て・子育て支援に関する講習

気軽に訪問して、相談や情報の取得ができる！

相談しやすい敷居
の低い場所

子育て家庭が通い
やすい場所

子育て中の親子(妊婦含む)など

地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型と利用者支援事業の整理について

平成25年度

地域子育て支援拠点事業

一般型

- ・親子の交流の場の提供
- ・子育てに関する相談・援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て支援に関する講習等



地域支援機能



利用者支援機能

実施場所は、地域子育て支援拠点事業を実施している施設。

利用者支援事業について

自治体によって、子育て支援事業等の必要情報が異なることから、補助交付額に違いを持たせることとする。

〈例〉

基本型《施設・事業の総合的な利用者支援》

特定型《特定の施設・事業の利用者支援》

基本型については、常勤職員の人件費を支援
(地域機能強化型においては非常勤職員分を支援)

(注1) 地域子育て支援拠点で利用者支援事業を実施する場合には、相当する事業費が含まれていることから「地域支援」は加算しない。

平成26年度(案)

改 地域子育て支援拠点事業

- ・親子の交流の場の提供
- ・子育てに関する相談・援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て支援に関する講習等



地域支援(注1)

実施場所は、地域子育て支援拠点事業を実施している施設。

【新規】利用者支援事業

総合的な利用者支援の実施

- ・「個別ニーズ」の把握〔情報集約・相談〕
- ・地域にある施設・事業の総合的な利用者支援〔情報提供・利用支援〕
- ・関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり〔連絡調整・広報啓発〕

など

実施場所は、自治体の判断で決定。

再編

機能強化

地域機能強化型

利用者支援事業ガイドラインの概要について

本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、利用者支援事業の普及と適正な実施のため、子ども・子育て支援法の本格施行に先立ち、事業の目的や基本的な事業内容等について整理したものである。

法施行後一定期間を経た後に各地域における本事業の実践を踏まえて見直し、さらに充実させることを予定しているが、それまでの間は本ガイドラインを参考に積極的な事業の実施に努めていただきたい。

本ガイドラインの内容

1. 事業目的

2. 実施主体

3. 対象者

4. 事業内容

(3)利用者支援

相談
助言・利用支援
情報の収集及び提供
相談等の記録

(4)地域連携

関係機関等との連絡・調整、連携、協働の体制づくり
地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、
社会資源の開発等

(5)広報

(6)その他

5. 利用者支援専門員

(1)役割、(2)要件、(3)体制、(4)研修等

6. 運営

(1)情報の管理、(2)要望や苦情への対応

7. その他

(1)基本的姿勢

利用者主体の支援
包括的な支援
個別ニーズに合わせた支援
子どもの育ちを見通した継続的な支援
早期の予防的支援
地域ぐるみの支援

(2)事業類型